

厚生労働科学研究費補助金
障害者対策総合研究事業（障害者政策総合研究事業（精神障害分野））
アルコール依存症に対する総合的な医療の提供に関する研究

平成 26 年 平成 28 年度総括研究報告書

研究代表者 樋口 進

独立行政法人国立病院機構行政法人国立病院機構久里浜医療センター 院長

研究要旨

本研究は、アルコール依存症の実態の把握、支援のための研究や事業の実施、アルコール健康障害対策基本法の実施計画立案に対する基礎資料の提供を目的としている。アルコール依存症普及啓発用の資料作成、アルコール依存症者の特性把握や治療効果の判定、関係機関との連携モデルの構築や支援の方向性の考察、アルコール依存症の早期発見・早期治療や飲酒量低減といった新たなアプローチの検討、診断治療ガイドラインの更新等、多様な課題が本研究の内容に含まれている。3年間の研究期間を通して、各分担研究者がそれぞれの目標を概ね達成し、研究によって得られた成果物を残すことができた。本研究で得られた知見が、アルコール健康障害対策基本法の実施計画策定の際にエビデンスに基づいた情報を提供し、アルコール依存症の治療や社会復帰の向上、家族の理解や対応力の向上に寄与することを目指す。

A. 研究目的

本研究はアルコール依存症（以後、ア症と略）の予防、治療、社会復帰を支援するために必要な実態を把握し、支援のためのモデル構築、ガイドライン、マニュアル作成、家族に対する支援事業、ア症の啓発を推進するための研究や事業を実施する。加えて、アルコール健康障害対策基本法の実施計画立案に対する基礎資料の提供を目的とする。

B. 研究方法

本研究は 13 項目の研究分野から成る。

(1)「アルコール依存症の普及・啓発に関する研究」では、ア症の普及・啓発に関して、一般市民向け及び家族向けに依存症の普及啓発用 DVD やリーフレットを作成、各関係機関等で配布を行う。また(2)「アルコール依存症家族の支援に関する研究」では、ア症家族の実態とニーズを調査し、分析結果に基づいた啓発活動を行っていく。(3)「家族のための対応や疾患についてのマニュアル作成の研究」では、家族向けの対応法や疾患の対応マニュアルを作成し啓発活動を行う。

(4)「アルコール依存症の治療転帰とその予測因子に関する研究」では、ア症入院患者にアンケート調査を行い、患者特性の把握と治療予後予測因子を明確化する。また(5)「アルコール依存症の実態に関する研究」では、ア症合併精神障害に関する調査を実施し、治療・対応マニュアルのアップデートを行う。(6)「薬物治療の有効性評価と薬効の向上」研究では、ア症に対して効果のある抗うつ薬や抗精神病薬の探索を試みる。(7)「医療機関、行政、自助グループ等の連携の在り方に関する研究」にて、現状の関係機関の支援態勢を把握し、回復に役立つ連携モデルを構築する。さらに(8)「関係機関（行政、社会復帰施設など）の機能向上のための研究」では、関係機関を効果的に活用するためのマニュアルを作成し、それを十分に生かすための研修方法について分析する。(9)「アルコール依存症の社会復帰支援に関する研究」では、回復施設に対してアンケート調査を行い、社会復帰アプローチの実施の成果について把握し、よりよい支援の方向性について探る。また(10)「アルコール依存層の治療・社会復帰に関する社会資源情報の作成」研究においては、ア症各関係機関の情報にアクセスしやすいホ

ームページを作成し、一般向けに公開した効果を検討する。(11)「アルコール依存症の早期発見・早期治療導入」研究では、職域での介入プログラム実施の効果を検討する他、ア症専門医療機関と一般医療機関の地域連携モデルの在り方についても言及する。

ア症に対する新しいアプローチ法として(12)「アルコール依存症に対する簡易介入の適応に関する研究」で、飲酒量低減効果を認めるア症の予測因子を調査する。(13)「アルコール依存症の診断・治療ガイドラインの作成」では、国外のガイドラインに関する文献のレビューなどを参考にしながら新たなガイドライン完成を目指す。

以上、本研究にはア症に関しての多岐に渡る研究課題を含んでいる。

(倫理面への配慮)

本研究全体については、久里浜医療センターの倫理審査委員会の承認を得て行う。また、個々の研究分担者で、倫理委員会審査が必要な研究は、倫理委員会が存在する施設では、それぞれ承認を得てから行う。個人情報の管理は徹底して行う。

C. 研究結果

(1)「ア症の普及・啓発に関する研究」では、家族の対応や家族と相談機関のつながりの促進を意識したDVDを作成、精神保健福祉センターなどの相談機関に配布を行った。また専門職向けに行った上映会では、理解が深まったなど良好な反応を得た。(2)「家族の支援に関する研究」では、家族が本人の依存の問題に気付いた年齢と初めて相談に行った年齢は平均7年間空いていること等の実態を明らかにし、市民フォーラムを開催するなどして得られたデータとともに広く一般市民に呼びかけを行った。(3)「家族のための対応や疾患についてのマニュアル作成の研究」では、CRAFTプログラムをもとにしたDVDを作成し関係機関や医療機関な

どに広く配布を行った。ア症患者が治療に繋がりをもち始めたり、依存行動の改善を認めた効果を広めていった。

(4)「アルコール依存症の治療転帰とその予測因子に関する研究」では、久里浜医療センターのアルコール依存症の入院患者を対象とした転帰調査にて、退院後1年間の断酒率は30%程度であり、うつ病や不安障害を合併すると断酒率が有意に低かった。(5)「アルコール依存症の実態に関する研究」では、ア症の実態に基づいた知識の普及のため、専門職向けに国内外の知見をまとめたレビューを、市民向けにはQ&A形式の分かりやすい形の資料を作成した。ア症の心理的背景に即した効果的な治療ツールを作成した。

(6)「薬物治療の有効性評価と薬効の向上」では、断酒への補助的薬物療法が、抑うつ症状を合併したア症の抑うつの改善にも寄与する可能性が示された。また1日飲酒量と社交不安障害スコアに正の相関を認めた。

(7)「医療機関、行政、自助グループ等の連携の在り方に関する研究」では、連携の中核となる精神保健福祉センターでの相談支援事業の実態を把握するために全国の精神保健福祉センターに対してアンケート調査を行い、精神保健福祉センターはアルコール依存症専門医療機関情報を提供する体制はある一方で、情報を提供できる医療機関数の不足が示唆された。

(8)「関係機関(行政、社会復帰施設など)の機能向上のための研究」においては、ア症患者からのインタビュー調査より関係機関の機能向上に不可欠な要素を抽出することを試みたところ、より早く関係機関につながることで機能向上について有用であることが示された。

(9)「アルコール依存症の社会復帰支援に関する研究」では、社会復帰に関する意識調査を依存症専門病院に対して行ったところ、社会復帰の資源が限られていることや、地域格差が大きいことに困難を感じているとの回答や、高齢者・重複障害・女性など抱える問題が複雑化し

ている中で、医療連携と地域連携の必要性が示された。(10)「アルコール依存症の治療・社会復帰に関する社会資源情報の作成」については、依存症治療機関や回復施設において提供できる治療やプログラム内容を問うアンケート調査を実施し、医療機関と回復施設を合わせて300施設余りの公表可能な施設情報を得ることができた。

(11)「アルコール依存症の早期発見・早期治療導入」に関する研究では、職域における習慣飲酒者向けの早期介入プログラム「おいしくお酒を飲むための教室」を開催し、岡山市以外でも教室を開催できるように、資料作成を行った。身体科、精神科を含めた医療機関の連携(G-Pネットワーク)を高めるための研修会を開催し、研修に参加した医師からの紹介件数が増加傾向にあった。身体科クリニック医師にアルコール使用障害についてのアンケート調査を行ったところ、飲酒によって社会的問題が顕著でなければ精神科への紹介が行われない現状が把握できた。

(12)「アルコール依存症に対する簡易介入の適応に関する研究」では、アルコール依存症を疑う問題飲酒者に対して簡易介入を行った。アルコール依存症およびその疑いのある群にも短期介入を行うことで、一定の飲酒量低減効果が認められ、かつ関連問題も減少した。

(13)「アルコール依存症の診断・治療ガイドラインの作成」研究では、引き続き国外のアルコール使用障害のガイドラインについてレビューを行い、飲酒量低減などを含めた新たな心理社会的治療や薬物療法についての知見を含めることや、主に軽症アルコール患者の対応に焦点を当てた、現在国内で主流となっている診断治療コンセンサスを網羅したガイドラインを作成することを計画し、28名の執筆者による新ガイドラインの編集を行った。

それぞれの分担研究における結果、成果物の詳細については、各分担者の報告書を参照されたい。

D. 考察

当研究班の研究成果の学術的意義について考察する。ア症の実態調査について、合併する精神障害によってア症の治療予後が影響を受けることや、断酒の補助的薬物療法が合併精神障害の改善にも寄与することを、データを基に示すことができた。これらの実態をもとに、今後ア症全体での予後の改善や他の精神障害を合併した症例への対応を考える上での基礎データの構築がなされた。効果的な各機関の連携についてどの要素が有用であるかをピックアップできたことは、有効な連携モデルを構築していく上で有意な知見となる。ア症患者にも短期介入にて飲酒量低減や問題行動の減少が認められたことは、ア症患者において治療の方向性の選択肢が広がることを示している。

一方で、当研究班の成果における行政的な意義について言及すると、アルコール健康障害対策基本法の基本的施策に関して、ア症の普及・啓発手段の充実、国民のアルコール関連問題に関する知識の普及の手段や方法、またスティグマの払拭について重要な意味を持つ。また、ア症の関係機関の連携についての研究は、有効な相談支援の推進を進めることに役立ち、困惑している家族や患者に対して円滑に治療のプロセスを提示できる。さらに新しい診断・治療ガイドラインを作成することと併せ、関係機関の連携モデルの構築と治療プロセスの明確化はアルコール健康障害に係る包括的なケアの提供を考慮する際に極めて重要である。また社会復帰についての研究では、有効な社会復帰の方向性がより明確化され、社会復帰に困難を抱えるア症患者の社会復帰支援の充実に寄与する。保健指導の観点からは、職域や地域における教育プログラムや減酒指導の有効性の評価が、より適切な保健指導内容の充実につながることができると期待される。以上より、本研究の調査内容はアルコール障害対策基本法の施策推進に対する基礎資料となる。

当課題から得られた成果が全国に広まり、ア
症患者の健康増進や国民のア症への理解が進
むことを期待する。

E．研究発表

1．論文発表

各研究分担に記載

2．学会発表

各研究分担に記載

F．知的財産権の出願・登録状況

1．特許取得

各研究分担に記載

2．実用新案登録

各研究分担に記載

3．その他

各研究分担に記載